

「あるべきものce qui doit être」の学から「有用性  
utile」の学へ…フランス中間法時代のサヴォワに  
おける法教育の実相

——アンテルム・マランの講義筆記をめぐって——

薙 本 将 典

- はじめに
- 一 講義筆記の概要
- 二 中央学校における法教育
- 三 デテュ・ド・トラシーの法教育論・公民教育としての法律学講義
- 四 マランの法教育論…有用性の学としての実務教育
- 五 おわりに

○ はじめに

以下の小論は、さる逸名著者が残した講義筆記の来歴をたずねる、いわば時間遡航の忘備録である。古書店の

目録で偶然目にした、コンテキストは一切不明の手稿を入手して、謎解きよろしく断片的な情報を接ぎ合わせ、その歴史的な位置づけを探る試みは、望外の収穫もあって心躍るものであった。

ここで、史料上の結論を先取りするならば、モン＝ブラン県中央学校法学教授アンテルム・マラン Anthelme Marin (一七五六年～一八二四年) なる人物を介して、一七九二年にフランスへ併合されたばかりのサヴォワ地方における法教育の実際と、中央政府の思い描く公教育たる法教育の理念との呼応と乖離が見出される。換言すれば、当講義筆記には、フランス中間法時代の混沌とした法状況を背景に、既に予告されている民法典到来までの露払いとして、旧体制下の法律学の残滓を遺産として食いつなぐという、新時代の法教育に特徴的な試行錯誤のあり様を伝える、歴史的サンプルとしての重要性が認められよう。

## 一 講義筆記の概要

本稿で取り上げる講義筆記については、「おそらく、フランス民法典公布前の民事法に関する講義を書き取ったもの」ということ以外、これといった確証は得られない。そこで、まずは以下の知り得る情報を手掛かりに、手稿の概要について、その歴史的な位置づけの推定を試みたい。

### 一 一 体 裁

手稿の体裁については、主に次の三点が特徴である…①いわゆる四つ折り版、本文六〇三頁と目次の後に、全三七葉(表裏)の書き継ぎが見られる、②明らかに異なる二人の人物の筆跡が認められる(後述)、③背表紙には「法律学集 Recueil de la jurisprudence」のタイトルが付けられているが、収録内容とは一致しない。

## 一—二 内容

内容については、①「民事訴訟と刑事訴訟 Causes civiles et criminelles」と題された本文（六〇三頁）と、②「嫁資関連事項に関する評釈 Observation sur la matière dotale」（一六葉）および③共和暦一年風月一四日の法律第三条に関して、いわゆる法規分類説に基づく準拠法の選択を論じた書き継ぎ部分（二〇葉）の計三部からなる。①と③の筆跡は同一人物のものと思されるが、②の筆跡は明らかに異なっている。

さらに、①の本文は、a 序言に次いで、第一部で正義、法源、法の適用と効力および婚姻、第二部「物および契約や無償の取引とは別個に物を取得する手段について」第一編で「物の区分」までを論じた前半部（七四頁）とb 新たに序言から、第一部「人の法について」・第二部「物、物を享受する方法および社会的取引とは別個に物を取得する手段について」・第三部「社会的取引による取得方法」・第四部「訴権とその行使について」まで、いわゆる民法法全体を取り扱った後半部（五五六頁）から構成される。また、aとbの間に余白はなく、筆記は連続している。

本文の目次や序言の記述から、この手稿が、ユスティニアヌス法学提要の編別に基づく民法法全体を扱った講義を書き留めたノートであることは容易に推察される。なお、現行法としてのフランス民法典の言及は一切なく、中間法時代の民事関連諸法の他は、数多のローマ法文の引照をその特徴とする。

## 一—三 由来

手稿には、所有者の名前はおろか、筆者や講義担当者の名前、成立した年代や場所、その他、確定的に由来を示す記述は一切ない。しかしながら、以下に示す本文その他の断片的な情報から導き出される、おおよその成立年代と場所を手掛かりに、講義担当者の推定を試みた。

### 一―三―一 手掛かりとしての「ティーニュ小教区」

製本の際に、補強材として綴じ込まれた紙片（おそらく、金銭出納帳の切れ端）から覗く「ティーニュ小教区 paroisse tignés」の記載から、この講義筆記は旧モン＝ブラン県（現在のサヴォワ県）との繋がりが想起される。『サヴォワ地名辞典』によると、フランスで「ティーニュ Tignes」の名を持つコミュニティは、サヴォワ県のものだけである。<sup>(1)</sup> 元来、サント＝フォワ小教区に帰属していたティーニュ小教区は、一三世紀後半に設置され、セー市古文書館が所蔵する一二七三年付の文書における、「ティーニュ主任司祭 capellanus Tigna」ユゴー某なる記載が史料上の初出とされる。<sup>(2)</sup>

なお、地名の由来については諸説あり、①氷河のくぼ地の連なりを意味するラテン語 tina（フランス語の tinea）に由来、② Tinius という名のガロ＝ローマ人の所有を示す荘園名 Tina に由来、③ラテン語の tinea（穀蛾）に由来、の三つが代表的である。<sup>(3)</sup>

### 一―三―二 サヴォワ公国の法状況との合致

ティーニュ小教区との関連で、サヴォワ地方との所縁を念頭に手稿の本文を見返すと、一七九二年一月二七日のデクレによるフランス併合以前のサヴォワ公国の法状況を窺わせる記述が、数多く見出される。とりわけ、「ローマ法上の原則に基づく無遺言相続について」と題する第二部第八編においては、第一節～第三節で、ローマ法上の子・卑属・尊属・傍系親族の相続が論じられた後に、「サルデーニャ王国法に基づく遺留分と排他的地位について」と題する第四節において、サヴォワ公国に固有の相続実務が取り上げられている。

かくして、『ファーブル法典 Codex Fabrianus』<sup>(5)</sup>を筆頭に、ガスパーレ＝アントニオ・テサウロ（一五六三年～一六二八年）<sup>(6)</sup>、ジョヴァンニ＝アンジェロ・ボッシ（一五九〇年～一六六五年）<sup>(7)</sup>、メルクリアーレ・メルリーニ（一

五九七年～一六五七年<sup>(8)</sup>を論拠として、実務におけるローマ法解釈を論じる様は、さながら近世イタリアの法学書である。また、バルトルスやドマ、アンリ、リカール<sup>(9)</sup>といった、主にフランス法学における通説的見解を引きつつ、最高法院たるサヴォワ元老院とトリノ元老院の遺留分をめぐる判例（いずれも一七八八年）の対立をあげ、サルデーニャ王（サヴォワ公）カルロⅡエマヌエーレ三世によって公布された「一七七〇年の勅法集」<sup>(11)</sup>の実務的解釈を論じている。

以上を踏まえ、「サヴォワ元老院判例の帰結としてのサヴォワ法は、不可避免的に『ファーヴル法典』の影響下にあり、ローマ法の諸原則が深く浸透している」・「サヴォワにおいて、共通法 *droit commun* としてのローマ法の適用は、これに反対する明示的な規定が無い限り、ある種暗黙の前提になっている」という、サヴォワ公国におけるローマ法継受の定式に従うなら、当手稿の記述は、サヴォワ公国の法実務に通じた者により、ローマ法文を駆使できる程度の知的水準にある者（おそらく当地の法実務家）が念頭にあると推察され、到底初学者向けの入門講義とは言えない。

### 一―三―三 時期の特定

手稿における講義の時期を特定するための手掛かりとして、先ず検討すべきは、「現行法に基づく相続について」と題された第二部 第九編である。第一節～第三節においては、卑属・尊属・傍系親族の相続が扱われ、現行法たる共和暦二年雪月一七―二二日のデクレ<sup>(13)</sup>における関連条文（七五～七六条、八三～八七条、八九～九〇条）をめぐって、共和暦七年芽月一八日の破壊裁判所判例、共和暦四年のカンパセレス第三章案<sup>(14)</sup>（六二七条）および相続に関する多数のローマ法文との比較の下で、緻密な解釈論が展開される。続く第四節「共和暦八年芽月四日の法律に関する評釈」<sup>(15)</sup>では、生前贈与または遺贈における恵与 *liberale* に関する共和暦八年芽月四日の法律<sup>(15)</sup>

(二条、二条、八条) について、関連法令(共和暦七年霧月一日の法律二五<sup>(16)</sup>条)とも対比させつつ、前述のリカルやルブラン<sup>(17)</sup>といった、旧体制下のフランスにおける通説的見解も踏まえた実務的解釈が提示されている。

さらに、書き継ぎ部分には、既述の通り共和暦一年風月一四日の法律<sup>(18)</sup>(三条)の解釈をめぐって、法規分類説における準拠法の問題に関する詳解が見られる。

かくして、以上を勘案すれば、本文第二部第九編における時系列は、①共和暦七年霧月一日(二七九八年一月一日)の法律↓②共和暦七年芽月一八日(二七九九年四月七日)の破毀裁判所判例↓③共和暦八年芽月四日(二八〇〇年三月二五日)の法律となり、さらに書き継ぎ部分を加え、④共和暦一年風月一四日(二八〇三年三月五日)の法律となる。つまり、手稿本文の講義は、現行法として共和暦七年〜八年の動向を伝えており、少なくとも一八〇〇年三月二五日以降、おそらくは共和暦九年度以降に開講されたと推定される。そして、共和暦一年風月一四日の法律(後のフランス民法典前置編)の制定を受けて、書き継ぎ部分が付け加わったと考えるならば、手稿の成立時期は、概ね共和暦九年〜十二年以前と特定されよう。

## 二 中央学校における法教育

断片的な情報ながら、手稿の由来については、おおよその場所(モンブラン県)と時期(共和暦九年〜十二年)は特定されたが、講義自体の属性(どこで、誰によってなされたか)は未解明のままである。

共和暦三年風月七日(二七九五年二月二五日)<sup>(19)</sup>のデクレによって大学が廃止されると、フランス革命下での高等専門教育としての法教育は完全に消滅する。この欠落を埋めるべく設置されたのが、中等教育と高等教育の中間的な公教育機関たる各県の中央学校(Ecole centrale)における、「法律学(legislation)」講義であった。つまり、

手稿の内容は、モン＝ブラン県中央学校における法律学講義との関連性を強く連想させる。

そこで、以下ではまず、中央学校における法教育を概観した後に、モン＝ブラン県中央学校における法律学講義の具体的なあり様について検討して行きたい。

## 二―一 中央学校における法教育の概要

### 二―一―一 立法上の根拠

先に述べた、共和暦三年風月七日（一七九五年二月二五日）のデクレにより、国民公会は中等教育と高等教育を担う中央学校の設置を決定し、その法的効果として、名実共に大学は廃止された。その概要は以下の通りである。<sup>20</sup>

- ・ 科学、文学、芸術の教育のため、人口三〇万人に一校の割合で、共和国全土に中央学校を配置する (chap. 1, art. 1)
- ・ 各中央学校には、「経済学 *économie politique* および法律学 *legislation*」の教授が一名配置される (chap. 1, art. 2)
- ・ 全ての中央学校において、教授はフランス語で授業を行う (chap. 1, art. 3)
- ・ 公教育委員会は、引き続き中央学校における教育用の基本書の作成を任務とする (chap. 1, art. 6)
- ・ 中央学校の配置については、個別のデクレによって決定される (chap. 1, art. 7)
- ・ 中央学校の教授は、公教育委員会が選任した三名の構成員から成る中央教育審査会によって吟味され、選任され、監督される (chap. 2, art. 1)

- ・ 中央審査会は、六カ月毎に構成員の三分の一が改選されるが、重任もあり得る (chap. 2, art. 2)
- ・ 公教育委員会は、中央学校の制度と内部規律に関する学則の策定を任務とする (chap. 2, art. 11)
- ・ 当法律により、従来の公教育機関としてのコレージュは、共和国全土で廃止される (chap. 3, art. 3)

しかしながら、この計画は、共和暦四年霧月三日（一七九五年一〇月二五日）の「公教育の組織を定める」デクレ（通称「ドヌー法 [loi Daunou]」）の成立までは死文化され、主に以下の点につき、修正が加えられた。<sup>(21)</sup>

- ・ 共和国の各県に一校、中央学校を設置する (tit. 2, art. 1)
- ・ 教育は三つの科 section に区分され、「法律学」の講義は第三科に配置する (tit. 2, art. 2)
- ・ 第三科の講義は、一六歳以上を対象とする (tit. 1, art. 3)
- ・ 中央学校の教授は、教育審査会によって吟味され、選任される／審査会による選任は、県庁による承認に服する (tit. 2, art. 5)
- ・ 中央学校の教授の解任には、聴聞と教育審査会の助言に基づく県庁の裁定を要す／解任の裁定は、県総裁府による承認が無ければ、効力を有しない (tit. 2, art. 6)
- ・ 教授の俸給以外の中央学校に関する学則は、県庁によって決定され、県総裁府の承認を受ける (tit. 2, art. 9)

以上の法律には、「法律学」の講義について明確な定めはなく、カリキュラムと教育方法については、良くも悪くも、教授達の完全なる自由に任されている。<sup>(23)</sup> 概して、中央学校の教育制度は「いたる所に自由があり、自由

が全て」であって、学生は「ひとつあるいは複数の講義を好きに選び、同じ教育年度の間であっても、理由もなく、あちらの講義からこちらの講義へと、しばしば渡り歩く」というあり様であった。<sup>(24)</sup>

## 二——二 「法律学」講義の実相

フランス国立古文書館には、総裁政府時代末期に中央学校の教授達に対して行われた、教育調査に関する一連の文書<sup>(25)</sup>が保管されている。中央学校の機能を改善しようとする強い意気込みの下、カリキュラムや教育方法に、より一層の統一性を持たせるべく、時の内務大臣フランソワ・ド・ヌーシャトー François de Neuchâteau<sup>(26)</sup>は、共和暦七年花月二〇日（一七九九年五月九日）付で、中央学校の全ての教授に宛てて、教育資格・教歴・講義内容の典拠・学生の履修状況などを尋ねる質問票<sup>(27)</sup>を送付した。この質問票に対する教授達からの回答には、内容にバラつきが見られるものの、共和暦五年～七年にかけての法律学講義に関する興味深い情報が含まれている。以下では、そうした情報を基に、いくつかの項目に分けて法律学講義の実相に迫ってみたい。

### 二——二—— 法律学教授の人物像

中央学校の設置に際して、公教育委員会は、共和暦三年芽月三〇日（一七九五年四月一五日）付で「中央学校における教授の職位は、その学識が完全に知られ、あるいは証明された市民にしか付与されない」としつつ、適当な候補者がいない場合「教育審査会は、当該職位を空けておく」と定めていたが、そもそも大学が設置されていなかった都市では、教授の募集は非常に難しく、候補者すら見付からない例も見られ、それでも何とか開講するためには、あまりに若く、未熟な者も候補者とせざるを得ない状況であった。<sup>(28)</sup>

法律学教授としては、いわゆる「法律家 hommes de loi」が相応しいが、共和暦七年花月二〇日の教育調査に

よれば、「公的な教師 instituteur public」もしくは「私的な教師 instituteur particulier」の経歴に関する質問に、八名がフランスもしくは外国の法学部での教歴を答え、一五名が「私的な教師」すなわちコレージュの教授であった旨を回答している。その他、一一名は弁護士や裁判官の経歴を、六名は革命下で行政職にあった旨を回答している点に鑑みれば、これら法律学教授達の教養は大したものであり、僅かながらも、後に大学教授や司法官、政治家に転身した者達の存在を考慮するならば、選任は比較的真剣に行われていたことが窺われる。<sup>29)</sup>しかしながら、概してやる気はあるものの、適性を欠いた法律学教授達は、全体的にかなり凡庸な法律家であり、教育者としてはお粗末であったと見なされている。<sup>30)</sup>

また、リシャルルの分析によれば、法律学教授に特徴的な属性として、①古法 ancien droit の最後の註釈者、②中間法の註釈者、③来るべき民法典および民法到来の目撃者、の三つがあげられ、さらに、新法に対する態度は、①単なる紹介、②法的な解釈を加える、③法律学の範囲を超えた賛美や批判によって、政治的・社会的な考察を加える、の三方向に分岐する。<sup>31)</sup>

## 二——二——二 カリキュラムの概要

先に述べた、共和暦三年風月七日のデクレ (chap. I. art. 6) に基づき、共和暦七年花月二〇日の教育調査では、講義ノートの提出も呼びかけられている。このように、優れた講義ノートを教科書として公刊する計画は、内務大臣ド・ヌーシャトーが全ての中央学校教授に宛てた、共和暦五年果実月二〇日 (一七九七年九月五日) 付書簡において、既に以下のように具体化されていた。

「来年末までに、講義ノートの写しをどうぞお送りください。フランス共和国の偉大なる教育審査会たる、国家学士院 Institut national に内容を検討してもらい、その報告書に基づいて、一等賞に相応しく、国費による出版の価値ありと認められ、基礎となるノートを提出した各講義の教授には、政府が褒賞を授与します。」<sup>(32)</sup>

しかしながら、この試みが奏功したとは言い難く、同様の要請が、後任のルトウルヌー Letourneux、次いでド・ヌーシャトー本人（共和暦七年葡萄月一七日）<sup>(33)</sup>、さらにキネット Quinette（共和暦七年第五補充日）によって何度も繰り返されている。<sup>(34)</sup> 今回の教育調査においても、講義ノートの提出は僅かであり、例えば、私法全般を扱った完全な講義ノートは一件に止まるが、<sup>(35)</sup> 講義ノートのない教授達の多くも、シラバスや講義の概要、年度末に行われる公開試験の設問一覧を送付して来ているため、それらの比較を通じて、カリキュラムの概要を知ることができる。

中央学校設置の目的が「最大多数にとって、最大限かつ直接的に役立つ知識に関するカリキュラムの拡充」にあるとするならば、「法律学 legislation」という漠然とした用語が何を意味するのかが、カリキュラムの出発点となる。リシャルルによれば、この用語は、啓蒙哲学の系譜に連なる法律の省察、実定法の専門的な研究を指すものであり、おそらくは、当時高名なナポリの法学者・哲学者であった、ガエターノ・フィランジェリ（Gaetano Filangieri（一七五二年～一七八八年）の一大著作『法律の科学 La science de la législation』【仏訳版】（全六巻、パリ、一七八六年～一七九一年）に影響を受けている。<sup>(37)</sup> また、アルペランの分析にしたがうなら、ほとんどの教授達にとつての「法律学」とは、法の一大諸分野 les grandes branches du droit の学習であり、自然法・公法・万民法・民法・刑法の他、場合によっては、経済学や法史をも含むものであった。<sup>(38)</sup> 実際、共和暦三年芽月二二日の公教育委員会審議録には、法律学教授は倫理も教える<sup>(39)</sup>とあり、共和暦八年雨月一六日の審議録には、

「中央学校の創設時より、当該講義には、倫理および法律学講義の名前が付与されていた。しかし、この二つの対象をひとまとめにしている教授は、ほとんどいない」とある一方、共和暦三年風月七日の法律および共和暦三年風月一八日の公教育委員会規則には、「経済学および法律学の教授」とあり、内容は一定しない。<sup>(40)</sup>

かくして、大半の法律学講義において、自然法の学習が導入部をなし、自然法と公法に続き、民法が三本目の柱を構成している。講義ノートの多くが、民法の最初の部分、すなわち人に関する部分しか扱っていないのは、ほぼ全ての教授達が、こぞって「人・物・債務」の三分類を採用しているからであり、かつてのフランス法教授や自然法学派の支持者達が、ユステイニアヌスの法学提要をモデルとして採用して来た思想的系譜に連なるものと言える。<sup>(41)</sup> 共和暦七年花月二〇日の教育調査からは、多くの中央学校において、法律学の講義に熱心な学生や父兄は、法律家や公認弁護士（弁護士）、裁判官や行政官の職務に直結する専門家養成のための教育を求めており、結果として民法講義が、そうした学生や父兄のみならず、多くの教授達からも徐々に好まれるようになり、導入部としての自然法も放棄された。共和暦七年熱月一五日の通達において、内務省は民法がより多くの学生を惹きつけることを認め、法律学に関する「一般講義 cours général」とは別に、より専門的な道徳哲学・経済学・民法を取り扱う「特殊講義 cours particulier」の開講に検討の余地を認めている。<sup>(42)</sup> 「哲学的な精神が、徐々に法的な精神に道を譲って行く時代」<sup>(43)</sup> にあって、学生達の要望が、当初の革命精神における市民の啓蒙に根差した、哲学的でかなり抽象的な自然法の考察から、専門的な法律家の養成を目的とする、私法に特化した具体的で明らかに専門的な研究へと徐々に移行した結果、法律学講義は、旧体制下の法学部における「フランス法」講義の伝統に回帰し、それが、帝政期の法学部における「民法典講義」へとつながるのである。<sup>(44)</sup>

そもそも、教育調査のあった共和暦七年の段階で、法律学教授達は、当時有効であった由来の異なる様々な法源を学生に提示することが必要であった。アルペランの分析によれば、革命立法、廃止されていない王令、慣習

法およびローマ法のうち、どの法源を重視するかは、教授によってそれぞれ異なっており、中央学校が設置されている県の違いもあれば、個人的な好みの違いも見られる。例えば、ローマ法は成文法地域のみならず、慣習法地域でも参照され、法律学教授のうち二五名が、民法講義の典拠として、ローマ法をあげている。さらに、「共通法 droit commun」としてのローマ法の援用は、特にドゥー県やコート＝ドール県、ジュラ県、オート＝ソーヌ県そしてヴォージュ県で、はつきりと認められる。また、多くの法律学教授達がローマ法の「恒久的諸原理 principes éternels」に立脚して教えており、ユスティニアヌスの法学提要を民法の基本書として利用していることは、既述の通り、講義の構成からして明白である。<sup>(45)</sup>「民法に関する多くの事項は、少なくともその大部分が、古法 ancien droit によって支配されている」という、リシャールの指摘もある通り、民法典編纂の先駆けとなる、不確かで方向性の定まらない時代にあつて、法律学教授を含む法律家は、古法と新立法を綜合することで、真の「フランス法」を探求する他なく、そうした状況は、まさに、ローマ法と慣習法、立法と学説の綜合を模索した、旧体制下のフランス法教授に通じるものがあると言えよう。<sup>(47)</sup>

## 二一―二二― 教育方法とその評価

「講義で何を扱うか・何を典拠とするか」の選択と同様に、どのような教育方法を選択するかも、基本的に法律学教授の自由に任されていたが、一般的には、自然法・公法・民法・刑法の順に、二年間の講義が行われ、場合によっては、法の一般原則を示した後に、解釈と実定法を示す方法も見られた。<sup>(48)</sup> 実際、内務大臣キネットは、先の教育調査を受けた共和暦七年熱月一五日（一七九九年八月二日）の通達<sup>(49)</sup>の中で、中央政府による教育方針の提示を求める法律学教授達に向けて「人間の本性と知力から汲み出され、真つ当な利益と幸福であるうとする抗いがたい欲望に基づいた倫理の基礎」・自然法・公法・刑法および民法・経済学・万民法を法律学講義の内容と

定め、二年間の講義が好ましいと述べている。

講義に際しては、教授が予め用意した講義を学生に書き取らせる、旧体制下の大学における講義スタイルが普通であった。共和暦七年花月二〇日の教育調査で、内務大臣が講義ノートの提出を求めたのは、こうした教育方法を推奨するためであるが、時間がかかり、学生が専ら受動的な役割に追いやられてしまうという問題点も夙に指摘されており、あえて、学生の積極性を引き出すための教育的配慮を実践する教授も見受けられる。

中央学校における法律学講義の評価については、地域でかなりのバラつきが見られ、ドゥー県やコートロドル県、ローヌ県で成功を収める一方、多くは未開講あるいは履修者がいないか、ごく僅かであり、教育内容も凡庸であったとされる。<sup>(50)</sup> 事実、先の教育調査における、法律学講義に関する回答が六七件のみという結果は、共和暦七年の段階で中央学校は九七校を数えていたという証言<sup>(51)</sup>に鑑みれば、当講義が既に厳しい状況に置かれていたことを推察させる。<sup>(52)</sup> (調査の結果、約三〇校で、教授もしくは学生の欠如のため未開講であり、回答を寄せた六七名の法律学教授のうち、五名が共和暦七年度の学生数を〇名と回答し、二一名が学生数一〜五名、二一名が学生数五〜一〇名、一四名が学生数一〇〜一五名、四名が学生数一五〜二〇名、六名が学生数二〇名以上と回答しており、六校分については不明である。)

このような不況の一因として、学生の学力不足があることは否めない。先に述べた「ドヌー法」の規定により、第三科に配置された (*En s'att. 2*) 法律学講義の対象年齢は一六歳以上 (*En s'att. 3*) であったが、彼ら中等教育を欠く若者達には、講義について行ける程の十分な素養・学力は期待できず、法律学は、同じ第三科内の競合科目 (一般文法・文芸・歴史) に人気を奪われ、ほぼ全ての中央学校において、最も学生数の少ない科目となっていた。そのため、学則によっては、「愛好家 *amateur*」や「聴講生 *auditeur libre*」と呼ばれる、もっと年上の、単なる好奇心や職業上の関心から出席を希望する者達にも、門戸を開いており、父兄や公証人書生、公認弁護士

(弁護士)ばかりか、時に裁判官も見受けられる<sup>(53)</sup>。

さらに、法律学講義自体の水準の低さも、要因として大きいと言わざるを得ない。アンペールによれば、急いで採用された法律学教授達は、大抵の場合、その資質を欠いており、カリキュラムは、概して詰め込み主義的なあれもこれも広く浅いものであり、そもそも平均週六時間の授業では、法律学を概観することしかできない、というあり様であった<sup>(54)</sup>。そうした状況は、公教育評議会（共和暦七年霧月一日付の内務省令によって設置された、内務省の諮問会議）も認めるところであり、共和暦八年雨月一六日（一八〇〇年二月五日）の報告書<sup>(55)</sup>においては、「公費での出版に値する講義はない」とされている。まさしく、法律学講義は「中等教育に迷い込んだ高等教育の講義」であり、学生を惹きつけるには専門的過ぎるが、履修者がそのまま法律家の道に進むには不十分であった、時の内務大臣ジャン・アントワーヌ・シャプタル Jean-Antoine Chaptal が、共和暦九年霧月一八日（一八〇〇年一月九日）の国務院における公教育法案の審議に際し、「法律の学習は、今日必要でありながら、蔑ろにされており、早急に厳密なる組織が求められている。従来の学校で教育を受けた法律家には、もはや実質的な知識は存在しない<sup>(56)</sup>」と述べるが如くであった。

## 二―二 モンブラン県中央学校における法教育の実相

これまで、中央学校における法律学講義を平均化しつつ、法教育のあらましを概観して来たが、ここからは、より具体的に、手稿の出所と目されるモンブラン県の中央学校における、法律学講義の実相に迫ってみたい。

そもそも、モンブラン県中央学校の法律学教授は、前期（共和暦五年～八年）と後期（共和暦九年～十二年）で、各々クロード・ピコレ Claude Picollet およびアンテルム・マラン Anthelme Marin<sup>1</sup> 二名の存在を確認できる。そこで、以下では、それぞれの法律講義について検討を加えて行く。

## 二二二 クロード・ピコレによる講義

ピコレの講義に関しては、共和暦七年牧草月一七日（二七九九年六月五日）付で、共和暦七年花月二〇日の教育調査への回答書<sup>(57)</sup>が残されており、その実相をかかなりの程度窺い知ることができる。

それによると、ピコレは共和暦五年霜月一日（一七九六年二月二日）のモンブラン県中央学校開校日より、法律学教授を務めているが、当初は受講者がいなかったため、科目の開講は花月一日（一七九七年四月二〇日）にずれ込んだ。革命以前は法律家 *homme de loi* であり、公教育の教歴は一切ない。

講義ノートに関しては、多忙を極めるため講義内容をまとめることが出来ず、未だ送付していないが、共和暦五年と六年の終わりに行った試験の記録中に講義の内容が記されており、こちらは送付済みである。また、それらの記録を読めば、一年生には十分な学習効果が得られなかったことは明らか、とされる。

講義の改善すべき点としては、学生の知識の欠如、段階的な教育がなされていないこと、学生に講義を書き取らせていないことがあげられている。学生がノートを取るためには、無駄に話が飛ぶことの無いように心がけつつ、よりよく整理された所見を繰り返し述べ、話し方も工夫しなければならぬ。受講ノートは、格言や原理原則、学問の各部分に関する様々な見解をさらえば充分だと思っっている学生に、十分な時間をかけて学問の各部分を順番通りに反復することの成果を提供するものである。

講義に際して教科書は用いておらず、必要に応じて参考書の力を借りているが、法律学の現状からして、古典を講義に採り入れるべきとは思わない。古典は、観察と思考の労を軽減しつつ、進歩の方向性を決めるのに役立つものであり、これ以上明らかにしたり、関係性を調整したり、新たに発見を付け加える必要がないものであって、学問の発展には寄与しない。

講義における、ほとんど唯一の目的は、自らにとって真実と思しき道 *la véritable voye* を学生に辿らせること

とであり、そのための最良の方法論とは、そこから事実 faits と観察 observations が生まれてくるような探求 recherche である。

講義の典拠としては、キケロの『義務について』・『善と悪の究極について』・『神々の本性について』・『法律について』・『国家について』の他、プルタルコス、モンテーニュ、ビュフォンの『人間の自然誌』、ルソー、グラヴィナ、プーフエンドルフ、ヴァッテル、ヴォルフ、ロック、ダゲッソー、モンテスキュー、マブリ、コンディヤック、ファーガソン、クラプロート、ベッカーリア、レイナルド、プリュケ、スミス、その他の経済学者があげられる。一方、フィランジュリーから得るところは、僅かであった。

講義の実態に関しては、仮学則に従い、一句日あたり五コマしか担当していないが、共和暦六年の花月（一七九八年四月）には、学生が二名にまで減ってしまった。そこで、修習の手段がないと不満を抱く弁護人や、公証人を目指す市民にも聴講を認めたため、新たに県庁から私法の基礎に関する講義の許可を得て、毎日二つの授業を交互に行うことになり（第五日と第一〇日を除く）、記録にある通り、それぞれ試験を行った。また、これまでの年度毎の学生の内訳は以下の通りである。

- ・ 共和暦五年度の法律学講義の履修者は五名であり、全員二〇歳であった
- ・ 共和暦六年度の法律学講義の履修者は三名から二名に減り、私法講義（講義ノートは手元にない）の履修者は約二〇名であり、それぞれ一五歳～三〇歳であった
- ・ 共和暦七年度の法律学講義の履修者はなく、私法講義の履修者は一三名であり、一七歳～三〇歳である

対象を一般的な観点と全くの初歩的な事項に限ることで、法律学講義は一年に圧縮することが出来ると考える。

しかしながら、すでに提出した講義計画にしたがうならば、共和暦五年の講義を基に、経済学も取り扱う予定になつてゐるため、二年が必要である。同じく、私法の基礎講義も二年を要する。

二―二―二 アンテルム・マランによる講義

マランの講義に関しては、ピコレの様な回答書は存在しないが、当時モンブラン県中央学校長であつた、ジュールジュ・マリー・レモン George-Marie Raymond (歴史および数学教授) による、年次報告書が三年度分(共和暦九年度〜一一年度)と、共和暦一〇年度および一二年度の開講告示が現存しており、以下多くの情報を得ることが出来る。

二―二―二 共和暦九年度の報告書<sup>(58)</sup>

共和暦九年度は、以下二つの講義が開講された。

- ① 実務民法学および訴訟進行の基礎概論…公証人・代訴人・その他の養成向け
- ② 民法法 *legislation civile* 概論…法律家(実務家)向け

【講義①】

・ 当講義では、共通法 *droit commun* すなわち、ローマ法にしたがつて、民法法 *legislation civile* の諸原理が教えられる／サヴォワ地方に固有の判例や、サルデーニヤ王の勅令にもたらされた変更について取り上げたいうで、共和国の法律に基づく、現時点での法律学について説明する

【講義②】

・年度の始めに、民法典に導入されたプランにしたがって、法律学 science légale を四つの部分に区分すると説明したうえで、第一部「人の法概論」および「対物性 réalité」と「対人性 personnalité」から生じる法（＝法規分類説における「物の法」と「人の法」）の概論について講義を行う

・次年度は、第二部すなわち、「社交的取引 transactions sociales とは無関係に物を取得する方法」で対象となる「物 choses」を取り上げる

大変興味深いことに、当年次報告書には、各講義の成績優秀者に与えられる賞品として、以下の書籍があげられており、コシャンやド・フェリエール、ポティエと言った、当時の法教育において通説的な地位を占める法学者の名前と共に、パンテオン中央学校におけるペローの法律学講義（自然法）に定評のあったことが窺われる。

【講義①】

- 一 等： Henri Cochin, *Œuvres de feu M. Cochin, écuver, avocat au parlement*, 6 vols., Paris, 1771-1780.
- 二 等： C.-J. de Ferrière, *Nouvelle traduction des Institutes de l'empereur Justinien*, nouv. éd., 7 vols., Paris, 1787.
- 三 等： Jean-André Perreau, *Éléments de législation naturelle destinés à l'usage des élèves de l'école centrale du Panthéon*, Paris, Messidor an IX (1801) .

【講義②】

Robert-Joseph Pothier, *Pandectæ Justinianæ, in novum ordinem digestæ, nov. éd., 3 vols., Lyon, 1782.*

二―二―二―二 共和暦一〇年度の開講告示<sup>(59)</sup>

共和暦一〇年度は、以下二つの講義が開講される。

- ① 実務民法学および訴訟進行の基礎概論…治安判事・公証人・代訴人の養成向け
- ② 民法法概論…法律家向け

講義②では、民法典に導入されたプランにしたがって、法学を四つの部分に分けて講義を行う／第一部は共和暦九年度に取り扱ったので、今年度は第二部すなわち、「社会的取引とは無関係に物を取得する方法」から考察された「物」を取り上げる。

二―二―二―三 共和暦一〇年度の報告書<sup>(60)</sup>

共和暦一〇年度は大盛況であり、以下の講義が開講された。

- ① 現行法に適用される、ローマ法格言に基づく民法学の基礎について
- ② 刑法理論上の諸原理によって敷衍された、刑事法学について

講義は、学生の間には大なる競争心を巻き起こし、近隣諸県からも、当校において法律学の諸原理を吸収しようとする多くの学生が集まって来たが、皆優秀な成績を修めたとされる。

二―二―二―三 共和暦一一年度の報告書<sup>(61)</sup>

共和暦一一年度の学生数は、過年度にも増して多く、三〇名を数え、彼らは若者に期待される競争心に満ちており、そのほとんどが、成年に達していた。

講義は、前年度と同様、民法 *droit civil* の基礎講義であったが、次年度は、民法典の註釈を行い、ローマ法の諸原理に従って解説し、裁判所の実務に則した形となる。

二―二―二―四 共和暦一二年度の開講告示<sup>(62)</sup>

モン＝ブラン県中央学校は、共和暦一二年雪月一日（一八〇三年二月二三日）をもって閉校となったため、当該年度の報告書は存在しないが、シャンペリー市の城壁に掲げられた開講告示から、次の情報が得られる。

・パリ法律学大学 *université de jurisprudence de Paris* の構成員にして法学教授のアンテルム・マランが、引き続き法律学講義を担当する

・講義は、木曜と日曜を除く毎日、午後三時～午後四時三〇分まで行われ（夏期は、午後三時三〇分～午後五時まで）、裁判所の実務に従事する者の都合にも配慮している

・講義時間の四分の三は書き取りに充てられ、残りの時間で説明を加える

・若い学生を念頭に、新民法典の理論について、ローマ法の諸原理に基づき、裁判所実務に則した形で説明

が加えられる／規定の真の意味を明らかにし、ローマ法との適合性と差異を明らかにしつつ、法典では、おそらく想定されていなかったような問題点を取り上げ、法的に妥当な解決を提示する

## 二二二三 小 括

以上、ピコレとマランの講義の主な特徴は、次の通りである。

革命前はシャンペリーで元老院付弁護士（二七六九年登録）<sup>(66)</sup>、共和暦四年風月から収穫月（二七九六年三月～六月）までは民事裁判所第一部長を務めたピコレの講義は、専ら口頭で行われた。いわゆるディクテ（学生による講義の書き取り）もなければ、教科書もなく、多忙を理由に講義ノートさえ用意されていないことから、あまり体系的とは言えない講義であったことが強く窺われる。法律学講義の内容に関しては、典拠としてあげられている著者名を見る限り、自然法・ローマ法・万民法・刑法・古代～啓蒙期の道徳哲学・経済学まで幅広く、あえてフィランジェーリの影響を斥けている点が興味深い。学生数は低調であり、学習効果も乏しいようであるが、これは受講者の学力不足もさることながら、講義の質にも起因するのではなからうか。また、特筆すべき点として、若年者を対象とする、こうした法律学講義の他に、一般の法実務家およびその志望者に向けた私法講義をわざわざ併設しており、こちらは好評を博していた様子（共和暦七年度は、私法講義のみ開講）が看取される。

他方、シャンペリー市政参事会員・弁護士市民代表・サヴォワ元老院員外次席検事代理を経て、国民公会および五百人会のモン＝ブラン県選出代議員を歴任したマランの講義も、ピコレと同じく二本立てであり、いずれも専ら一般の法実務家とその志望者を対象としていた。講義の主軸は「共通法 *droit commun*」たるローマ法であり、ユステイニアヌスの法学提要に沿った体系性によって特徴づけられる。すなわち、来るべき民法典の諸原理が、革命立法とサヴォワ法の地域性に即した形で、ローマ法原理によって総合的・体系的に説明されるのである。

また、ピコレの講義とは対照的にディクテが重視され、活況を呈しており、近隣諸県からも多数の受講希望者が集まったという記述からは、質の高い講義ノートの存在が推察される。いわゆる *Institutions* 方式に則して民法を四部に分け、先ずは第一部「人の法概論」および法規分類説における法の属人性（人の法）・属地性（物の法）に関する講義を行い、第二部に関する講義は次年度に回すという、共和暦九年度のマランによる「民事法概論」の構成は、そのまま、手稿の本文前半部と書き継ぎの関係性に通ずるものがある。加えて、ローマ法を基軸に、現行法である革命立法とサヴォワ地方の法状況に関連付けて民法原理を解説するスタイルも、年次報告書や開講掲示に見るマランの講義の特徴と合致している。これらの符合を勘案すれば、件の講義筆記がマランのものであると見て、ほぼ間違いのない。さらに、あえて二つの講義を収録していることや、註におけるローマ法文の緻密な引照や典拠の適示、詳細な目次の存在などから、手稿はマラン本人の「民事法概論」講義ノート、それも公刊を期して、書き継ぎによるアップデートが行われた可能性が高いと目される。

### 三 デテュ・ド・トラシーの法教育論…公民教育としての法律学講義

かくして、モン＝ブラン県中央学校における、実務家教員による専門的な法教育への明らかな特化傾向は、中央学校のそもそもの設置理念および公教育を所管する内務省の諮問機関である公教育評議会の意向にそぐわないものであった。

### 三―一 中央学校の設置理念…コンドルセの教育案における法教育

中央学校の設置をめぐる国民公会の議論では、法律専門職養成学校の創設案は斥けられ、共和暦四年霧月三日

(一七九五年一〇月二五日)のデクレ(ドヌー法)においては、コンドルセの教育案を部分的に採用し、各中央学校に「法律学」の講義が置かれている。

一七九二年四月二〇日—二一日、公教育委員会の名で立法院に提出されたコンドルセの教育案は、あらゆる学年で、倫理と「社会科学 science sociale」の教育を想定しており、「市民が法律を愛し、真に自由であり続けるには、「…」これら自然的正義の諸原理、すなわち法律の展開と適用に他ならぬ基本的人権について知らなければならぬ。「…」法律を愛することで、法律を評価しなければならぬ」とされた<sup>(68)</sup>とされた。

そこから、初等教育の教師は、生徒に憲法および人権宣言を教えるだけでなく、全市民を対象とする講演会を定期的に開催して「憲法その他、あらゆる市民が知っておくべき諸法、特に陪審員や治安判事、市の役人に関するものについて教え、必須となる新法を告知し、解説を加える」ことを任務とする。(草案 tit. II, art. 7. 3<sup>(69)</sup>)。これに次ぐ、地区の中等学校においては、「主要な法律および合意と契約のルールに関する説明と共に」倫理および社会科学の初歩をより詳しく敷衍(草案 tit. III, art. 1. 3<sup>(70)</sup>)しつつ、商取引の初歩を講じ、さらに、第三課程の「学院 instituts」には、一名の「法律学・経済学・商取引基礎」担当教授が置かれ(草案 tit. IV, art. 2. 2<sup>o</sup> classe)<sup>(71)</sup>、それが、中央学校における法律学教授の原型となった。

### 三—二 デテュ・ド・トラシーの法教育論：「あるもの ce qui est」と「あるべきもの ce qui doit être」

#### 三—二—一 公教育評議会の法教育理念

共和暦七年霧月二一日(一七九八年一月二一日)付の内務省令により、公教育を所管する内務省の諮問機関として創設された公教育評議會は、九名の構成員から成り、先の共和暦七年花月二〇日の教育調査に対する教授達の回答、講義ノート、その他の付属書類の吟味、各構成員が専門分野毎に作成した報告書を基に、教授達への個

別の回答案や一般的な性質を持つ通達の前案、印刷し全ての中央学校に普及させるために選ばれた講義ノートも内務省に提出することを任務とする。

法律学の講義に関しては、共和暦七年風月五日（一七九九年二月五日）付の書簡により、法律学と一般文法の講義ノートの吟味を活性化すべく、時の内務大臣ド・ヌーシャトーから直々に任命されたアントワーヌ・デテユ・ド・トラシー Antoine Destutt de Tracy<sup>(73)</sup>が、公教育評議会内で決定的な役割を果たしていた。アルペランの考証によると、彼は公教育評議会に提出された報告書の大半（共和暦七年風月一八日・牧草月八日・牧草月二八日・収穫月二八日・熱月八日の報告書）を作成したと目され、特に共和暦七年牧草月二八日（一七九九年六月一六日）の報告書は、中央学校における法教育の綱領とも言うべき、共和暦七年熱月一五日（一七九九年八月二日）付の内務省通達の前案となっている。

このように、デテユ・ド・トラシーの主導に基づく公教育評議会の法教育理念は、以下のように示される。

「立法者の意図において、法律学の講義は、深みのある法の専門家 *profonds juriconsultes* のみならず、経済学や行政学、あるいは商学に長けた人物の養成を目的とするものではなく、若者に公私の倫理に関する健全な諸原理を提供し、自らの利益と祖国の利益について、有徳で啓蒙された市民の養成に必要な説明を加えることを目的とする。

したがって、当講義は、①人間の本性と知力から汲み出され、真つ当な利益と幸福であろうとする抗いがたい欲望に基づく倫理の基礎、すなわち自然法と呼ばれるもの、②これらの諸原理の政体組織、政体が有する刑事・民事・経済的諸法の法典、政体の諸外国との関係への適用、すなわち公法、刑法および民法、経済学、万民法を含み、常にありべき姿と共に現在の姿を示すことで、一方を他方によって評価する習慣を付けさせる<sup>(74)</sup>。」

公教育評議会においては、「行き届いた教育を自らに施すだけの時間と手段を有する全市民」を対象に、主として倫理＝自然法そして公法に立脚した、より一般向けの講義を行うことが想定されており、民法に特化した実務志向の講義に対しては、例えば、当時四〇名と最多の学生数を誇ったドゥー県中央学校の法律学教授について、共和暦七年牧草月八日（一七九九年四月二七日）の報告書<sup>(75)</sup>の中で「哲学も、倫理も、倫理的義務および法的義務の基礎も、自然法も、公法も、社会の組成も、経済学も語っていない」・「単なる法の教師であり、霧月三日の法律に言う法律学教授ではない」と厳しい批判が加えられている。そこには、法律学の講義があまりに専門化することで、古法に相当な重要性を認めざるを得ないことに対する嫌悪感、ないしは危機感が見て取れる。しかしながら、法典が未完成という状況にあつて、主として民法を講じる教授達は、王令・慣習法・ローマ法といった、近々消滅すべき法源を頻繁に参照せざるを得なかつた。<sup>(76)</sup>

つまり、公教育評議会の理想とする法教育とは、法律学の講義を通じて市民を教育し、共和国の道徳を広め、各人に自らの権利と義務を知らしめる、まさに公民教育に他ならない。歴代の内務大臣の公式見解、例えば、共和暦四年風月二九日（一七九六年三月一九日）付のジュール県中央学校法律学教授宛書簡<sup>(77)</sup>における、時の内務大臣ベネゼック Bénézech の見解によれば、法律学 legislation は「法解釈学 jurisprudence ではない」ので、個別の法律について註釈を加える必要はなく、「あらゆる法律の根本が何たるかを考究すること」であり、また、共和暦六年霜月二九日（一七九七年二月一九日）付の通達<sup>(78)</sup>における、内務大臣ルトゥルヌー Letourneux の見解にしたがえば、法律学とは、「人權宣言と憲法が立脚する、異論の余地のない諸原理を知らしめること」である。まさに、中央学校の「主要事項 matière dominante」たる法律学は、ヴィアル<sup>(79)</sup>によると、旧体制下のコレージュにおいて宗教が占めていた地位を担うことが期待されていた。

かくして、市民を教育し、道徳と公法を学ばせることで、将来の選挙人を育てるといふ公教育評議会の方針に

もかかわらず、学生や父兄は法律家を養成するための私法教育を強く望んでおり、中央学校の法律学教授達の中にも、専門的な法学教育と真の法律家の養成を担う「特殊学校 *école spéciale*」の創設を願い出る者がおり、かつて否定された法律専門職養成学校の必要性が、総裁政府時代末期から執政府時代初期にかけて、徐々に政府や議会における多数意見として具体化して行く<sup>(80)</sup>。実際、先の「公教育の組織を定める」ドヌー法 (*Et. III, art. 1.º*)<sup>(81)</sup> においては、既にいくつかの大都市に、県の中央学校の上に来る教育機関として、政治学の特殊学校の設置が予定されており、共和暦七年熱月一五日付の内務省通達<sup>(82)</sup>でも、「倫理学と政治学に依拠する職業のために創設された特殊学校」が実現するまで、中央学校内に民法の特殊講義を設置する可能性が検討されている。また、公教育評議会の活動末期<sup>(83)</sup>を飾る、共和暦八年雨月一六日（一八〇〇年二月五日）の報告書<sup>(84)</sup>において、中央学校の法律学教授は「学生に対し、社会的身分は何であれ、育ちの良い人間ならば、誰もが持っているべき最も基本的な知識を与えなければならぬ」とされつつも、裁判官や行政官、法律家（公認弁護人や公証人、代訴人）になるため、あるいは「公務学校 *école de service public*」へ入学するためには、中央学校における法律学の学習を必須とする、公教育評議会の構想は、後の「法学校 *école de droit*」や大学法学部の先駆けをなすものであり、従来の公民教育から実務教育への比重の移動を示すものであると言えよう。

### 三―二―二 法教育の現状に関するデテュ・ド・トラシーの所見

翌共和暦九年、デテュ・ド・トラシーは、公教育評議会における活動の総括とも言うべき『現行の公教育制度に関する所見』<sup>(85)</sup>を公開し、法教育のあり方について次のように述べている。

内務大臣ド・ヌフシャトーが、退任直前に手元に設置した諮問機関である、公教育評議会は、中央学校の教授達に講

義ノートの作成を促したが、これは、学生に講義を書き取らせたり、暗記させたりするためだけでなく、年度末に講義内容を教授達から提出してもらうためである。提出された講義ノートは、公教育評議会によって吟味され、最も優れたものを公費で刊行するよう政府に提案し、もって著者に報いる手筈であった。<sup>(86)</sup>

公教育の現状に鑑みれば、倫理学と政治学の特殊学校が必要である。それは、①これらの知識が必要とされる身分を志す若者を養成すること、②単なる興味関心から、中央学校での勉強をさらに深めること、③真の学問を志す、あらゆる年齢の人々にとっての貴重な支えとなること、につながり、現行の教育制度の欠落が補填され、中央学校での勉学を継続して完成に導くことへとつながる。優れた教育は、それが何であつても、公共の宝なのである。<sup>(87)</sup>

同様に、司法に関する職を志す人々のため、実定法のような分野に関する講義を行う法の特殊学校(école particulière de droit)は、非常に有益であるが、目下その名に値するものは存在しない。残念ながら、犯罪の処罰や諸個人の紛争の裁定には、多数の裁判官・代訴人・公認弁護人が多くの時間を費やしている。他方で、多くの民間・政府の職には、現行法や裁判手続きに関する詳細な知識が要求され、結果として多くの市民が、実定法に関する、より掘り下げた学習の必要性を痛感している、というのが実情である。<sup>(88)</sup>

しかしながら、中央学校における「倫理および法律学」の講義は、そうした事項を目的としていない。それらは、特殊学校の領分である。したがって、それらの学問が必要とされている都市には、「法学校(ecole de droit)」の設置が必要である。そこで、留意すべき重要な事項として、「実定法とは、道徳(morale)と社会科学(science sociale)における諸原理の適用＝実践(application)の帰結である」という点があげられる。つまり、「あるもの

「qui est」と「あるべきものce qui doit être」を混同してしまうと、学問は容易くその精神を損ない、最も基本的な事項に関する判断に深刻なダメージを与えてしまうのであるが、それは、原理に関する十分な知識を持たずに、実証的な事項に携わることによって生じる。他方で、最も優れた法学者が、法的な方策に通じている最も優れた立法者や裁判官であるとは限らない。よって、若者には、倫理学および政治学の特殊学校を経て、法の特等学校へ進むことを義務付ける必要がある。それは、恰も理工科学校を経て工兵学校へ進み、医学校における理論を経て臨床に進むが如しと言えよう。法学校は、医学校と同じように、理論 *theorie* と実践 *application* を内包していることが不可欠であり、同時に倫理および政治学の特殊学校でなければならない<sup>(89)</sup>。

以上が、法教育の現状に関する、言わば公教育評議会の総括たる、デテュ・ド・トラシーの所見である。まずは講義の形式面でデイクテを重視し、もって実質面での質を確保しようという意図が看取されるが、年度末に講義ノートを提出させて内容を点検し、最も優れたものを教科書として出版して講義のモデルを示す構想は、公教育たる法律学講義の均質化・一般化への布石に他ならない。加えて特徴的なのが、法教育における理論と実践の峻別と共存である。「あるもの」(存在)をめぐると「あるべきもの」(当為)をめぐると倫理(自然法)の関係性を、医学における理論と臨床に擬えている点が興味深い。先に述べた、公教育評議会内部における、公教育から実務教育への比重の転換にあつて、中央学校における法律学講義は、高度な専門家教育への足掛かりとして、却つてその重要性が強調されている。まさに「理論なくして実践なし」の法教育理念は、理論(基礎)法学と実定法学のあり方に関する今日の議論にさえ、相通するものがあると言えよう。理想主義でもなく、実用本位でもない、「あるもの」と「あるべきもの」、理論と実践の融和が、デテュ・ド・トラシーにとっての新たな法教育の理念であった。

#### 四 マランの法教育論…有用性の学としての実務教育

翻つて、差し当たり手稿の書き手と目されるマランは、一体どのような意図の下に講義を行っていたのだろうか。断片的ながら、マランの法教育論を窺い知る史料として、①五百人会代議員時代の意見書、②講義筆記の序言、③モン＝ブラン県中央学校年次報告書、があげられる。以下では、これらの史料の記述を基に、マランの法教育論の輪郭を辿ってみたい。

##### 四―一 共和暦六年霧月二一日(一七九七年二一月二一日)の意見書<sup>(90)</sup>

共和暦四年葡萄月二二日(一七九五年一〇月一四日)、投票総数三一一票のうち二三四票を獲得して、モン＝ブラン県選出の五百人会代議員となったマランは、モン＝ブラン県中央学校設立委員会の委員に任命され、同校の開校(共和暦五年霜月一日/一七九六年二一月二二日)に深く携わっていた。<sup>(91)</sup> おそらく、そうした経緯から、共和暦六年霧月二一日(一七九七年二一月二一日)の五百人会での審議に際しては、「公教育委員会 *commission d'instruction publique*」の名前で議会に提出された教育改善案に異議申し立てを行っており、翌共和暦七年霜月(一七九八年二月中旬〜二月中旬)には、意見書として公刊されている。マランによる、中央学校に関する主な論点は次の通りである。

- ・ 提出された公教育委員会の案では、指定された事項についてのみ講義を行うことになっているが、これではあまりに一般的過ぎて、制度の目的を見失っている
- ・ 教授達としては都合が良く、学習の理由や目的がはっきりしていて、学習意欲も高い学生にとっても有益

な（ディクテのない）講義方法は、若年の学生にとっては無益である／教授の言葉を素早く書き取り、脈略の無い断片的な情報を理解するよう、学生に強いても、集中力が続かないため、教授の意図するところを注意深く追いかけて、記憶に留めることができない／講義を書き取らせた後に、教授がその内容について解説を加えることで、学生は講義の詳細を記憶に留め、いつでも思い出すことが出来る／したがって、話すことのみの特化して、ディクテと暗記を義務付けない教育方法は、学生にとって完全に無用なものである

- ・教授には、講義における基本書の使用を義務付け、ディクテを行なうことで、学生に基本書の内容を暗記させる

- ・毎旬日、第五日と第一〇日を除いて毎日行われる講義は、毎回三時間行われる／講義に際して、教授は各学生の理解度を確かめる

- ・以上の教育方法によってはじめて、学生達に勉学の習慣と正しい時間の使い方身に付けさせることができ、また、わが子が怠惰に陥ることを警戒する父兄を納得させることが出来る

- ・何らかの成果によって、講義の質と自らの才能を証明しなければならぬ教員は、各学生から最大限の進歩を引き出すことに献身すべきである／かつての大学教授は、自身にとって名誉となる二〜三名の優秀な学生には個別講義を行い、その他の学生は蔑ろにしていたが、中央学校の教授は平等を旨とし、個別講義を禁止すべきである

- ・地域性 localité によって、教育に求められる事項は異なる（例えば、海沿いのコミューンでは、山沿いのコミューンよりも、泳ぎの技術を必要とする住民の数がはるかに多いため、前者の方が、中央学校において泳ぎの技術がより詳しく教えられる）／したがって、中央学校での教育内容は、地域の要請と、より多くの市民の要望によって決まる

こうしたマランの教育方針は、ディクテの重視・基本書の使用・講義時間の確保・教育の平等性の徹底・地域性に配慮した教育による、学習効果の保証によって特徴づけられ、モン＝ブラン県中央学校における自身の法律学講義においても実践されたと考えられる。

#### 四―二 講義筆記の序言<sup>(92)</sup>

先に述べた通り、おそらくは、共和暦九年度―一年度の「民事法概論」の講義ノートと目される手稿には、講義に先立って、その目的・対象・方法を述べた序言が付されている。

それによると、マランは「法律学 *legislation* の基礎講義を通じて、その単純明快な *simplicité* と秩序 *ordre* が、法典編纂を短縮し、諸法の理解を容易ならしめる体系 *systeme* を見出そうと企図した」という。すなわち、「脈絡のない・巨大な構築物の各部分に、他の部分との関係性を割り当てることで、あちこち見返すことや繰り返しを避け、完全に整った法の総体 *corps* を示す」のが、講義の目的であった。

しかしながら、「当初は容易いと思われたこの作業は、今やほぼ不可能であることが分かり、概念 *ides* や物事 *choses* の秩序を、単に条文の番号に従って順を追って説明しているに過ぎず、それらは、番号の前後関係の他は、何の脈絡もない」ものとなってしまった。とは言え、「概念の本質 *nature* というのは、その展開と共に関係性によっても変化する。それは、さながらひとつの巨大な家族 *famille immense* であり、そこでは各人が手を取り合いながらも、誰ひとり完全には似通っていない」のであるから、「各事項 *chaque matière* ごとに、関連諸法をひとまとめにすることはできず、各事項が属している諸法を並べることしかできない」のである。

いっぽう、「これまでに採用された様々な分類体系 *systemes de classification* は、どれも「不十分」であり、

「完全な分類体系を示すことは不可能であるから、最大の不都合を避けることに努め、広く受け入れられている人 *personnes*・物 *choses*・訴権 *actions* の区分を採用する」として、差し当たりは所謂 *Institutions* 方式が採られ、「こうした方法的秩序 *ordre méthodique* を最大限尊重しつつ、関連性によって分類された規定を細分化したり、法律によって補完される事項をそこから分離したりすることのないよう心がける」とされる。

「以上の作業は、次の四つの部分、すなわち、①人 *personnes*・②社会的取引 *transactions sociales* に基づき、法とは無関係に考察される物 *choses*・③社会的取引（に基づく諸権利）・④訴権 *actions*（すなわち、民事・刑事手続きの進行過程）に分けられる」が、「各対象に関する諸法の詳細に入る前に、いわゆる法律一般 *loix en general* をめぐる概念を提示する」として、以下、法源論が続く。

これら序言の内容からは、錯綜する革命立法と古法（王令・慣習法・ローマ法）の壮大な迷宮と格闘する実務家の苦労が垣間見える。かくして、「民法法概論」という、実務家向けの講義では、何より体系性が重視され、来るべき民法典の基本的な属性と見なされている。そこでは、自然法論における人の社交性を中核とする市民社会の法秩序が、法学提要のモデルにしたがって、整然と説明されるだろう。

#### 四―三 モンブラン県中央学校年次報告書

共和暦八年牧草月一九日（一八〇〇年六月八日）に採択された、モンブラン県中央学校の学則<sup>(93)</sup>によれば、教授は毎年報告書を作成することになっており、先に述べたレモン校長による年次報告書の記述は、これら教授による報告書を踏まえたものと推測される。したがって、共和暦九年度の報告書における次の文言も、マラン自身の教育理念に一致すると見て良い。

「常に教育は、その提供を受ける市民を最大限の有用性 *la plus grande utilité* へと導かなければならない。様々な郡において、才気煥発なる公証人や治安判事、代訴人を養成し、往々にして訴訟当事者の無知に由来する、破産するほど延々と続く訴訟を予防して、家庭の平穩を確かなものとするために、実務に根差した民事法の基礎教育の必要性が、長らく痛感されて来た。こうした教育は、代訴人や公証人の職を選択するには、経済的に恵まれていない市民を対象とすることが不可欠である。加えて、自身の郡に行政職として呼ばれた者が、幾ばくかの法律の知識を有していることは、非常に重要である。大変に受講者の多い当講義には、そうした配慮がなされており、来年度も、多数の市民が、受講を希望するだろう。」

かくして、有用性の学としての実務教育によって特徴付けられるマランの講義は、当時フランス屈指の活況を呈していたモン＝ブラン中央学校にあつて、好評を博していたことが窺われる。かつてモン＝ブラン県の知事を務めたド・ヴェルネイユ編纂の『モン＝ブラン県統計』においては、「フランスの他県同様、共和暦五年（一七九七年）に中央学校が設立され、共和暦九年霜月一九日付の書簡における内務大臣の証言によれば、共和国で最も活況を呈するもののひとつであり、当時の学生数は三〇四人を数えた<sup>(96)</sup>」とされ、サヴォワ地方の特性にも合致していた様である。県名が示す如く、山間の地にあり、産業に乏しいサヴォワ地方は出稼ぎの土地柄であり、様々な職業で成功するための実利的な知識を広く浅く求めるサヴォワ人<sup>(97)</sup>にとって、マランの講義は、まさに地域性を考慮した有用性の学であったと言えよう。モン＝ブラン中央学校の歴史に関する論考において、法学を学生達にとっての「最も美しい学問 *la science la plus belle*」であったと位置付けるコルセル（シャンベリー市）七歴史教授 によって引用される講義要綱の一節は、典拠不明ながらも、マランによる「有用性の学」の精髓として、示唆に富むものである。

「多くの有用な知識を増やすことは、学生の本分であるが、幸福の学 science du bonheur の内に、自身の教育に足りないものを見出すことである。自らが幸福になる道を見つけるために学識や理性を用いないならば、それらは何の役に立つのか。社会の幸福 bonheur socialこそ、人間のあらゆる努力の終着点であり、全ての学問は、社会の幸福に寄与し、それを目的としないのであれば、無意味であり、禁止されるべきである。翻つて、法律学 science de la législation は、自然と人間から与えられる全てのデータから構成されている。」<sup>98)</sup>

## 五 おわりに

これまで、手元の講義筆記の由来を尋ねる過程で、思いがけず、モン＝ブラン中央学校における法教育のあり方から、フランス中間法時代の混沌とした法状況と苦闘する公教育としての法学の姿を垣間見ることが出来た。そこには、理論と実務がせめぎ合う、「古くて新しい」課題が生々しく感じられる。

フランス革命の良心とも言うべき、コンドルセの公教育理念を引き継いだ内務省と公教育評議会の理想とする法教育は、専ら公民教育であつて、実務家の養成は眼中になかった。大学廃止後の中央学校における、自然法（倫理）に基づいて、革命理念の涵養を目指す法教育は、しかしながら、学生や父兄の関心を引かず、教授からも実務教育の要望が出されている。

これに対し、モン＝ブラン中央学校においては、実務家教員の下で早くから実務家養成に舵を切っている点が特徴的である。後期（共和暦九年～十二年）の法律学講座を担った、マランの教育理念によれば、法律学とは、何よりも「有用性の学」であり、専らサヴォワという地域性を加味した実務教育であり、錯綜する法状況を的確

に理解し、運用するための体系性の提示こそが、その要諦であった。かくして、社会の幸福を目指す「幸福の学」としての法律学は、最も美しい学問として、多くの学生を惹きつけたのである。

考証により、マランの講義筆記と目される手稿からは、中央政府と地方での公教育としての法教育の認識に乖離のあったことが看取される。他方で、理想主義と実用本位の二律背反を前に、理論(あるべきもの…当為)と実践(あるもの…存在)を架橋するものとして、高等専門教育たる実務家養成の必要を説くデテュ・ド・トラシーの見解が、活動末期の公教育評議会を代表するばかりでなく、中央政府内の認識の変化の徴であり、こうした公民教育から実務家養成への移行が、後の法学校や大学法学部での教育理念につながるものとするならば、モンニブラン県中央学校における法教育、とりわけマランの「民事法概論」講義は、その先駆けないしは過渡期を示す歴史的サンプルと言えよう。そしてまた、リシャールやアルペランが指摘するように、フランス中間法時代の混沌とした法状況にあって、実務志向の法教育が旧体制下の大学における法教育の延長線上にあることは、特に記憶されて良い。

かくして、ローマ法をはじめ、旧体制下の法律学の残滓を色濃く反映するマランの講義筆記は、おそらく公刊を念頭に置いた精緻な構成と内容も相俟って、旧体制から中間法時代を経て、註釈学派へと至る法教育(特に民法学)の通奏低音が何たるかを知る、格好の史料となる。惜しむらくは、紙幅の都合により、その具体的な内容に踏み込んだの詳細な検討を加えることが出来なかった。この点については、他日を期して論じることとしたい。

(1) Adolphe Gros, *Dictionnaire étymologique des noms de lieu de la Savoie*, Belley, 1935, p.561.

(2) Brigitte Alzieu et Eyveline Alzieu-Martin, *Tignes Autrefois*, Chambéry, 2022, p.32.

(3) *Ibid.*, p.18. A. Gros, *op. cit.*, p.561. によれば、③ 説は、穀戦を意味するラテン語の *timea* と、くぼ地を意味する俗

ラテン語の *tina* / *tinna* を混同しており、*tina* / *tinna* が、ロマンス語では *igne* となる。

(4) 一七九二年一〇月二九日のアロブローージュ国民議会による併合要請を受けて、国民公会は一七九二年一月二七日のデクレをもって、サヴォワ地方をモンブラン県として併合し、七つの郡（アヌシー、カールジュ、シャンペリー、クリューズ、ムティエ、サンジジャン、ドモリエヌ、トロン）を置いた。（Henri Ménabréa, *Histoire de la Savoie*, Chambéry, 1976, p.254; Jules-Joseph Vernier, *Étude historique et géographique sur la Savoie*, Paris, pp.96-108.）

(5) 一六〇六年にリヨンで刊行された『*Codex fabricianus definitionum forensium et rerum in sacro Sabaudie Senatu tractatum*』（通称『ファーヴル法典』）は、法実務家の便宜のために執筆されたものであり、域内最高法院たるサヴォワ元老院の判例を真の法源たらしめることに寄与した。この『ファーヴル法典』には、著者アントワース・ファーヴル（サヴォワ元老院長官）による註釈が施されたサヴォワ元老院判例が収録されており、それらは、大幅にローマ法原理の浸透を受けている。（Bernard Coutin, *De la spécificité du droit en Savoie : existe-t-il des éléments dans la loi et dans la jurisprudence qui permettent de l'affirmer ? in Identités méridionales : entre conscience de soi et visions de l'autre. Actes du 126<sup>e</sup> Congrès national des sociétés historiques et scientifiques, « Terres et hommes de Sud », Toulouse, 2001, p.35.*）

(6) Gaspare Antonio Tesaurò, *Questionum Forensium Libri Quatuor*, Geneva, 1672; Paolo Casana, v° « TESAURO, Gaspare Antonio » in Alberto M. Ghisalberti (dir.), *Dizionario biografico degli Italiani*, vol.95, Roma, 2019, pp.471-472.

(7) Giovanni Angelo Bossi, *R.P.D. Ioan. Angelii Bossii Tractatus de peculiari effectu contractus matrimonii, Lugduni*, 1662; Valerio Castronovo, v° « BOSSI, Giovanni Angelo » in *Dizionario biografico...*, vol.13, Roma, 1971, pp.309-311.

(8) Mercuriale Merlino, *Tractatus de legitima absolutissimus*, Geneva, 1687.

(9) *Œuvres de M. Claude Henrys conseiller du roi, et son premier avocat au bailliage & siege Præsidental de Foréz*, 6<sup>e</sup> éd., 2 vols., Paris, 1772; R. Dockès-Lallement, v° « HENRYS Claude » in P. Arabeysre, J.-L. Halpéin et J. Krynen

- (dir.), *Dictionnaire historique des juristes français (XII<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle)*, 2<sup>e</sup> éd., PUF, 2007, pp.527-528.
- (10) Jean-Marie Ricard, *Traité des donations entre-vifs et testamentaires*, nov. éd., 2 vols., Paris, 1788.
- (11) *Loix et constitutions de sa Majesté le Roi de Sardaigne publiées en 1770*, 2 vols., Paris, 1771 : 立法者たる君主が公正な裁判の運用を確保すべく、法的多様性によりて特徴づけられる領邦に最低限の統一性を持たせるために、支配領域内の現行法を包括的な集成にまとめたもの。体系的な法秩序の提示と、矛盾・重複する法文の除去を特徴とし、フランス革命前夜のサヴォワ法の見取り図となる。(Laurent Chevalier, *Recherches sur la réception du droit romain en Savoie des origines à 1789*, Annecy, 1953, pp.344-345.)
- (12) L. Chevalier, *op. cit.*, pp.348-349.
- (13) *Collection complète des lois, decrets, ordonnances, réglemens et avis du Conseil d'État*, par Jean-Baptiste Duvergier, t.6, Paris, 1825, pp.460-471.
- (14) *Corps législatif. Projet de Code civil, présenté au Conseil des Cinq-cents, au nom de la commission de la classification des lois, par Combacères, député par le département des l'Hérault*, Paris, massidor, an IV.
- (15) *Collection complète des lois...*, *op. cit.*, t.12, Paris, 1826, p.186.
- (16) *Ibid.*, t.11, Paris, 1825, p.29.
- (17) Denis Le Brun, *Traité des successions*, 2 vols., Paris, 1776.
- (18) *Collection complète des lois...*, *op. cit.*, t.14, Paris, 1826, pp.129-130.
- (19) Jean-Louis Halpérin, Une enquête du ministère de l'Intérieur sous le Directoire sur les cours de législation dans les Écoles centrales, in *Revue d'histoire des facultés de droit et de la culture juridique*, n° 3 (1986), p.57.
- (20) *Collection complète des lois...*, *op. cit.*, t. 8, Paris, 1825, pp.36-37.
- (21) Jean Imbert, L'Enseignement du droit dans les écoles centrales sous la Révolution, in *La Révolution et l'ordre juridique privé, rationalité ou scandale ? : Actes du colloque d'Orléans, 11-13 septembre 1986, présentation par Michel Vovelle*, t.1, CNRS - Université d'Orléans, 1988, p.249.
- (22) *Collection complète des lois...*, *op. cit.*, t. 8, Paris, 1825, pp.435-436.

- (23) J.-L. Halpérin, art. cit., p.62; J. Imbert, art. cit., p.253.
- (24) G. Coirault, *Les Écoles centrales dans le Centre-Ouest*, Tours, 1940, p.396.
- (25) AN, F/17/1344/6 et 7
- (26) 「中央学校の推進者 animateur des écoles centrales」として知られ、共和暦五年收穫月三〇日～実月二三日（一七九七年七月一八日～九月九日）および共和暦六年熱月二日～共和暦七年收穫月六日（一七九八年七月二〇日～一七九九年六月二四日）の二度にわたって内務大臣を務め、中央学校教授宛の多数の書簡において、助言や指示を行った。  
（Hugue Richard, Les professeurs de législation des écoles centrales, témoins du droit privé intermédiaire, in *La Révolution et l'ordre juridique privé, rationalité ou scandale ? : Actes du colloque d'Orléans, 11-13 septembre 1986, présentation par Michel Vovelle*, t.1, CNRS - Université d'Orléans, 1988, p.268.
- (27) AN, F/17/1338, dossier 4, p.27.
- (28) J. Imbert, art. cit., p.250.
- (29) J.-L. Halpérin, art. cit., pp.61-62.
- (30) J. Imbert, art. cit., p.252.
- (31) Hugue Richard, Les professeurs de législation des écoles centrales, témoins du droit privé intermédiaire, in *La Révolution et l'ordre juridique privé, rationalité ou scandale ? : Actes du colloque d'Orléans, 11-13 septembre 1986, présentation par Michel Vovelle*, t.1, CNRS - Université d'Orléans, 1988, p.269 et 273.
- (32) Albert Duruy, *L'instruction publique et la Révolution*, Paris, 1882, p.266.
- (33) *Ibid.*, pp.266-267.
- (34) A. Gain, *L'École centrale de la Meurthe à Nancy*, Paris, 1922, p.155.
- (35) Gandin, *Cours de législation enseigné dans l'École centrale du département des Vosges en l'an 7... Seconde partie qui comprend les matières du droit civil*, manuscrit de 515 pages, (AN, F/17/1344/7, pièce 74) cité par H. Richard, art. cit., p.268 : リンシャルによれば、その他未確認のものを除き、いくつかの市立図書館に所蔵されている講義筆記等を含めても、私法全般を扱った法律学講義は四例しか確認できない（時代的には、共和暦五年～一二年の

総裁政府時代末期～執政府時代のもの。

- (36) J. Imbert, art. cit., p.249.
- (37) H. Richard, art. cit., p.265.
- (38) J.-L. Halpérin, art. cit., pp.62-63.
- (39) *Ibid.*, p.63.
- (40) J. Imbert, art. cit., p.254.
- (41) J.-L. Halpérin, art. cit., p.65.
- (42) *Ibid.*, pp.77-78.
- (43) Philippe Sagnac, *La législation civile de la Revolution française (1789-1804). Essai d'histoire sociale*. Paris, 1898, p.325.
- (44) Hugues Richard, *Bénigne Poncet, professeur de législation à l'École centrale de la Côte-d'Or*. Dijon, 1977, p.39.
- (45) J.-L. Halpérin, art. cit., pp.69-70.
- (46) H. Ricahrd, art. cit., p.269.
- (47) J.-L. Halpérin, art. cit., p.70.
- (48) *Ibid.*, pp.70-71.
- (49) A. Duruy, *op. cit.*, pp.439-444.
- (50) J.-L. Halpérin, art. cit., pp.57-58.
- (51) A. Duruy, *op. cit.*, p.186.
- (52) J.-L. Halpérin, art. cit., pp.59-60.
- (53) *Ibid.*, p.60; J. Imbert, art. cit., p.252.
- (54) J. Imbert, art. cit., p.259.
- (55) A. Duruy, *op. cit.*, pp.391-411.
- (56) *Rapport et projet de loi sur l'instruction publique, présenté au Conseil d'État*, 18 brumaire an IX, cité par G.

- Thuillier, L'E. N. A. *avant l'E. N. A.*, Paris, 1983, p.39, n.30.
- (75) AN, F/17/1344/6 (Mont-Blanc), 2 fols.
- (78) *Compte rendu de l'enseignement pratiqué à l'Ecole centrale du Département du Mont-Blanc, pendant l'an 9, et du résultat des Examens généraux des Elèves; rédigé et lu à la Fête du 1<sup>er</sup>. Vendémiaire an 10, par le Citoyen George-Marie Raymond, Professeur d'Histoire et de Mathématiques*, Chambéry. An X-1801, pp.46-49.
- (76) AN, F/17/1344/22 (Mont-Blanc)
- (79) *Compte rendu de l'enseignement pratiqué à l'Ecole centrale du Département du Mont-Blanc, pendant l'an 10, rédigé et lu à la Fête du 1<sup>er</sup>. Vendémiaire an 11, par le Citoyen G. M. Raymond, Professeur d'Histoire et de Mathématiques*, Chambéry. An XI, pp.50-52.
- (19) *Compte rendu de l'enseignement pratiqué à l'Ecole centrale du Département du Mont-Blanc, pendant l'an XI, rédigé et lu à la Fête du 1<sup>er</sup>. Vendémiaire an XII, par le Citoyen G. M. Raymond, Professeur de Mathématiques et d'Histoire*, Chambéry, 1803, pp.42-44.
- (20) *Ouverture de l'école centrale du Mont-Blanc : Programme de l'enseignement pour l'an XII*. (AN, F/17/1344/22)
- (23) 共和暦二年霜月三日（一八〇三年一月二五日）のアレテにより、シャンベリー市中等学校Ecole secondaire communaleの創設が決定されたのに伴い、モン＝ブラン県中央学校は翌月の雪月一日をもっと閉校となった。  
(Gabriel Grenier, *La lycée de Chambéry (Lycée de Garçon)* : *Notice historique*, Chambéry, 1913, pp.22-23.)
- (64) この告示の記述から、当時マランが、共和暦一〇年頃にパリで開校した私立法学校で教鞭を執ったことが窺われるが、この「パリ法律学大学」自体、史料の欠如もあって、実態は不明である。
- (59) Louis Pillet, *Histoire du barreau de Chambéry, in Mémoires de l'Académie des sciences, belles-lettres et arts de Savoie*, 4<sup>e</sup> série, t.5 (1895), p.148.
- (39) M. d'Arcoillères, A propos de trois lettres des Conventionnels Hérault de Séchelles et Philibert Simond : la fête civique de Chambéry du 3 mars 1793, in *Mémoires de l'Académie des sciences, belles-lettres et arts de Savoie*,

4<sup>e</sup> série, t.11 (1909), p.529.

- (75) A. Robert, E. Boutholon et G. Cougny (dir.), *Dictionnaire des parlementaires français*, LAV-PLA, Paris, 1892, p.273. August Kuściński, *Dictionnaire des Conventionnels*, Paris, 1916, p.437.
- (76) James Guillaume, *Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de l'Assemblée législative*, Paris, 1889, p.202.
- (77) *Ibid.*, p.191 et 228.
- (78) *Ibid.*, p.229.
- (79) *Ibid.*, pp.229-230 et 194.
- (80) Destutt de Tracy, *Éléments d'idéologie*, éd. 1825, 3<sup>e</sup> partie, t. 2, pp. 265-266.
- (81) 「イデオロギー（觀念論）idéologie」という用語の考案者であり、軍人にして哲学者、政治家でもあったアントワヌ・デテュ・ユ・トラシー（一七五四年～一八三六年）の思想と人物像については、さしあたり、Georges Renauld, *Antoine Destutt de Tracy : homme de la liberté, pionnier de l'enseignement secondaire laïque et républicain*, Paris, 2000, 参照。
- (82) A. Duruy, *op. cit.*, p.441.
- (83) AN, F/17/1344/6 (Doubs)
- (84) J.-L. Halpérin, art. cit., pp.75-76.
- (85) AN, F/17/1344/17 (Gers)
- (86) AN, F/17/1338
- (87) Francisque Vial, *Trois siècles d'histoire de l'enseignement secondaire*, Paris, 1936, pp.93-94.
- (88) J.-L. Halpérin, art. cit., pp.79-80.
- (89) 前掲註(22)参照。
- (90) 前掲註(49)参照。
- (91) 公教育評議会は、ド・ヌーシャトーの後継者として、四カ月間内務大臣を務めたキネットの下で、共和暦七年花月二〇日の教育調査に基づく多数の報告書を作成・提出しているが、その後活動は低調となり、所謂「プリユメール

- 一八日のクーデター」（共和暦八年霧月一八日／一七九九年一月九日）を経て内務大臣に就任（共和暦八年雪月三日／一七九九年二月二四日）したリュシアン・ボナパルトによって、解散となった：Caroline Ehrhardt et Renaud d'Enfert, La statistique éducative, outil de gouvernement et de mobilisation des enseignants ? Le cas de l'enquête de l'an VII sur les écoles centrales, in *Histoire & mesure*, t. XXIX-1 (2014), p.30.
- (84) A. Duruy, *op. cit.*, pp.391-411.
- (85) Antoine Destutt de Tracy, *Observations sur le système actuel d'instruction publique*, Paris, an IX.
- (86) *Ibid.*, p.34.
- (87) *Ibid.*, p.46.
- (88) *Ibid.*, p.49.
- (89) *Ibid.*, pp.49-51.
- (90) *Corps législatif. Conseil des Cinq-Cents, Opinion de Martin, sur les projets de résolution présentés au nom de la commission d'instruction publique, séance du II brumaire an VI*, Paris, frimaire an VIII.
- (91) A. Robert, E. Bourlouton et G. Cougny (dir.), *op. cit.*, loc. cit.
- (92) 手稿、一～二頁／七四～七五頁。
- (93) 共和暦四年霧月三日のデクレによって組織されたモンブラン県中央学校は、四年の運用を経て学則を備えるものとなった：G. Grenier, *op. cit.*, p.16.
- (94) *Ibid.*, p.18.
- (95) *Compte rendu... pendant l'an 9...*, *op. cit.*, pp.46-47.
- (96) M. de Vernellh, *Statistique générale de la France : département du Mont-Blanc*, Paris, 1807, p.378.
- (97) Joseph Corcelle, L'École Centrale du département du Mont-Blanc, in *Revue internationale de l'enseignement*, t.60 (1910), p.154.
- (98) *Ibid.*, p.157.